

愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、病院事業庁が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事及び建設コンサルタント等業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 工事及び建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務を除く競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に適用する。

2 工事における最低制限価格制度は予定価格が1億5千万円未満の競争入札に試行するものとする。

3 建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札に試行するものとする。なお、試行対象業務は別表第2に掲げるものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除くものとする。

4 第2項及び第3項にかかわらず、病院事業庁長及び各県立病院の長（以下「病院事業庁長等」という。）が必要と認めるときは、この限りではない。

5 低入札価格調査制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は、基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は、最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 自治令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準（以下「自治令基準」という。）に該当するか否かの調査開始の基準とする額（以下「基準価格」という。）は、工事については第2項に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項に基づき算定した割合を予定価格に乗じて得た額とし、その額は、入札執行に先立ち、あらかじめ算定しておくものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

2 工事における割合の算定は、予定価格算定の基礎とした次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、別表第1に掲げる工事については、予定価格算定の基礎となった別表第1の①から⑤に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第 3 の業務区分ごとに①から④に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合とする。ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務区分ごとに別表第 3 の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。
- 4 特別なものについては、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲内で適宜の割合とする。
- 5 第 2 項及び次条第 1 項に定める額の算定にあたっては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局・都市・交通局・建築局積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第 4 条 工事における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事等に試行するものとする。ただし、別表第 4 に掲げる工事等の種類については、基準価格を下回った入札のうち、別表第 4 の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。また、病院事業庁長等が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 入札価格（入札書に記載された金額。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合
 - (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額の合計額未満である場合
 - (3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合
 - (4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合
- 2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第 5 の業務区分ごとに①から④に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、予定価格が 1 千 5 百万円以上の建設コンサルタント等業務を対象として試行するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する工事等及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。

(最低制限価格)

第5条 自治令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、第3条の基準価格の算出方法と同様とし、最低制限価格を下回った入札は、無効とする。

(入札の執行)

第6条 病院事業庁長等は、入札執行前に、入札参加者に対し、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定するときも同様とする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る額の入札が行われた場合には、本庁及び各県立病院の入札執行者（以下「入札執行者」という。）は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、入札執行者は、自治令基準に該当するか否かを判断するため、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の方法により、次の事項について調査を行うものとする。ただし、第4条第1項に該当する場合は、第2号から第10号までの事項について調査は必要ないものとする。

- (1) 第4条第1項による判断
- (2) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (3) 手持工事の状況
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事及びその工事成績
- (8) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (9) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）
- (10) その他必要な事項

2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者、又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の配置が可能か否かについて調査を行うものとする。

- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
- (2) 愛知県と過去5か年度及び本年4月1日以降に契約した業務の内、当該業務と同一業種で、かつ、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。この場合の同一業種とは、別表第2に掲げる業種をいう。

また、追加して配置する担当技術者も、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果及び審査)

第8条 入札執行者は、前条第1項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書

(様式第1)により、病院事業庁契約審査会または各県立病院の契約審査会(以下「契約審査会」という。)に報告するものとする。

なお、第4条第1項による失格の場合は、契約審査会への報告は必要ないものとする。

- 2 病院事業庁長等は、前項の契約審査会に諮り、当該入札が自治令基準に該当するかどうかを審査し、決定するものとする。

(落札者の決定)

第9条 病院事業庁長等は、前条第2項の審査結果により、自治令基準に該当しないとした場合、又は第7条第2項の調査の結果、第7条第2項に定める条件を全て満たす担当技術者の増員配置ができると判断した場合、最低の価格をもって入札をした者を落札者とするとして決定し、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して入札の結果を通知(様式第2)するものとする。ただし、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムによる場合は、電送によるものとする。

- 2 病院事業庁長等は、前条第2項の審査結果により当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断した場合、又は、第7条第2項に定める条件を満たす増員担当技術者を配置できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。この場合において、病院事業庁長等は、前項の規定に準じて当該次順位者に通知するとともに、他の入札者全員に対して入札の結果を通知するものとする。ただし、次順位者のした入札が基準価格を下回るものであったときは、当該入札について、第7条から前条までの手続を行い、落札者を決定するものとし、入札者全員について、自治令基準に該当するものと判断して落札者としないと決定したときは、当該入札を不調とし、入札者全員にその旨を通知(様式第3)するものとする。
- 3 前項に定める次順位者がいないときは、入札者全員に日時を通知(様式第4)して、2回目の入札を実施する。この場合、すでに基準価格を下回る入札をして落札者としなかった旨の決定を受けた者及び第4条第1項に該当する者は、2回目の入札に参加できない。ただし、予定価格の事前公表をする入札は、2回目の入札は実施せず、当該入札を不調とし、前項により通知をするものとする。
- 4 事後審査方式一般競争入札で実施した工事において、低入札価格調査の対象となった場合は、第1項及び第2項による落札者及びその他の入札者全員に対しての通知は、事後審査方式一般競争入札の落札者決定通知書とあわせて通知することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、総合評価落札方式で入札を実施した場合は、最低の価格をもって入札をした者を、最高評価値の者と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月18日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに完了する工事等及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

ただし、消費税率の改正に係る箇所は、令和元年9月30日までに引渡しをする工事及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（施行日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。）

別表第1

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第 2

業務区分	対象となる積算基準
測量業務	一般測量、航空写真測量、土地調査
建築関係の建設コンサルタント業務	建設設計、設備設計
土木関係の建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造およびコンクリート、建設環境
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地評価、物件調査、事業損失

別表第 3

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 7 を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	地質調査業務費（解析）費計の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 7 を乗じて得た額	

別表第4

工事等の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

別表第 5

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	地質調査業務費（解析）費計の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	

様式第 1

(契約審査会決裁欄)

下記の低入札価格について審査した結果、入札は地方自治法施行令第 1 6 7 条

該当し、落札としないことが
の 1 0 第 1 項の要件に
該当せず、落札とすることが
適当と認められる。

年 月 日

低 入 札 価 格 調 査 報 告 書

下記工事の低入札価格について調査した結果は下記のとおりです。

年 月 日

入札執行者 ○○○○

工事名（業務名）	
路線等の名称	
工事（業務）場所	
工事概要	
入札執行日	年 月 日
低入札価格 調査対象者	
入札価格	円 基準価格 円
調査項目及び結果	
(1) （要領第 7 条各号による調査結果）	
(2)	
(3)	
総合的意見	

第 号
年 月 日

様

愛知県病院事業管理者
病 院 事 業 庁 長
(県 立 病 院 の 長)

落札者の決定について（通知）

年 月 日に入札を行った下記の工事等については、調査の結果、
貴社〇〇〇を落札者と決定しました。

記

1 工事名（業務名）

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 落札価格 金 円
(入札書記載金額 金 円)

第 号
年 月 日

様

愛知県病院事業管理者
病 院 事 業 庁 長
(県 立 病 院 の 長)

競争入札の結果について（通知）

年 月 日に入札を行った下記の契約については、落札者がなく不
調とします。

なお、貴社の第1回目の入札は、自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167
条の10第1項に該当するものではありませんでしたが、予定価格を超過しており
該当するものであり

落札とはなりませんでした。

記

- 1 工事名（業務名）
- 2 路線等の名称
- 3 工事（業務）場所

様式第 4

第 号
年 月 日

様

愛知県病院事業管理者
病 院 事 業 庁 長
(県 立 病 院 の 長)

競争入札（2回目）について（通知）

年 月 日に入札を行った下記の契約については、落札者がありませんでしたので、下記により第2回入札を行います。貴社による第1回入札は、調査の結果、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に

該当しません
該当します

ので、第2回目の入札に
参加いただきますよう通知します。
貴社は参加できません。

記

1 工事名（業務名）

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 入札執行の場所

5 入札執行の日時

6 開札の日時

入札の終了後直ちに行う。

7 入札の無効に関する事項

愛知県建設工事関係入札者心得書第14条
に該当する入札は無効とする。

8 その他入札に必要な事項

入札は愛知県建設工事関係入札者心得書に
より行うものとし、入札書に記載を要する
事項は、第1回入札と同様とする。